国 総 動 流 第 3 3 号 国 住 マ 第 2 3 号 平成 1 6 年 1 2 月 3 日

関係業界団体の長(別紙) あて

国土交通省総合政策局不動産業課 不動産流通適正化推進室長

国土交通省住宅局住宅総合整備課 マンション管理対策室長

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する 基本的な方針について(要請)

配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害である。また、 配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難であ る女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の 実現の妨げとなっている。

こうした中、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずるため、平成13年4月に配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(平成13年法律第31号)が制定され、更に平成16年5月には同法の施策を更に推進するため、配偶者からの暴力の定義の拡大、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針(以下「基本方針」という。)の策定等を内容とする一部改正(平成16年法律第64号。以下改正後の法律を「法」という。)が行われ同年12月2日に施行されたところである。

この度、法第2条の2の定めを受けて、内閣総理大臣、国家公安委員会委員長、法務大臣及び厚生労働大臣は基本方針(平成16年12月2日付け内閣府、国家公安委員会、法務省、厚生労働省告示第1号(別添参照))を策定したところである。

基本方針においては、被害者の自立を支援するためには、被害者の居住の安

定を図ることは極めて重要であり、国や地方公共団体は被害者が自立して生活することができるように、受け皿となる住宅の確保に努めることが必要であるとされている。

ついては、貴団体に対して、基本方針第2、2、(4)イに基づき、下記の事項について要請する。

記

民間賃貸住宅への入居に際して必要となる保証人が確保されない場合、 民間の家賃債務保証会社等に関する情報の提供について、配偶者暴力相 談支援センターとの連携を図ること。

## 【別 紙】

## (関係業界団体の長)

社団法人 全国宅地建物取引業協会連合会会長 殿

社団法人 全日本不動産協会理事長 殿

社団法人 不動産流通経営協会理事長 殿

社団法人 日本住宅建設産業協会理事長 殿

(マンション管理対策室長名のみの場合)

財団法人 日本賃貸住宅管理協会会長 殿